

令和元年の江戸川区障害者支援ハウスにおける利用者死亡事故について第三者委員会の設置を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第46号

受理年月日 令和2年6月18日

付託年月日 令和2年6月25日

陳情者
.

陳情原文 昨年5月11日、江戸川区障害者支援ハウスにおいて発生した利用者さんの痛ましい死亡事故から丸1年が経過しました。区の公式サイトには、「障害者支援ハウス入浴事故についての再発防止委員会の開催状況」として、昨年度に開催された再発防止委員会と、当事者等による実況見分の日にちの記載がありますが、これらの具体的な内容についての言及はありません。また、「障害者支援ハウス利用者の死亡事故について(中間報告)」という文書が昨年8月8日に発表・掲載されていますが、その後の更新は見受けられません。

失われる必要のない人命が失われてしまったという重大性を含め、広く人権意識、施設自体の改善が必要な点や運営が適切だったか否か、さらには区と警察や消防との連携、情報公開のあり方など、多くの重要な課題をはらんでいることに、依然として変わりはありません。

前回の陳情は、福祉健康委員会への付託がなされましたが、江戸川区障害者支援ハウスの運営は指定管理者が行っている以上、この事故は福祉健康委員会のみならず、江戸川区全体の問題として捉えるべきです。また、そうしてこそ、上に述べたような多岐にわたる課題により深く取り組むことが可能になり、再発防止につながります。さらに、検証内容等を適切に公表することで、類似事故等の防止、また、区民全体の意識向上にも寄与すると考えます。これは本年1月に千葉県市原市で起きた小児死亡事故の際、千葉県が市原市側に情報非公開を助言したとの報道に接し、本陳情に組み入れるものです。

つきましては、当該事故について第三者委員会を設置されますよう、下記のとおり陳情いたします。

記

江戸川区は、区内障害者支援ハウスにおける利用者死亡事故の発生事由を含めた全容の把握、並びにその情報を区と区民が共有し、再発防止につなげていくための第三者委員会を直ちに設置してください。